

## 令和2(2020年度)保険料率に関する論点

### 1. 平均保険料率

・「協会の財政構造に大きな変化がない中で、保険料率をどれほどの時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、5年ないし2025年問題まで十分に視野に入れ、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点で考える。」(平成29年12月19日 運営委員会 理事長 発言主旨)を踏まえつつ、2020年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

### 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

・激変緩和措置について、解消期限(2019年度末)どおりに終了し、2020年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。  
・インセンティブ制度について、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引き下げを行うことでよいか。

### 3. 保険料率の変更時期

・2020年度保険料率の変更時期について、2020年4月納付分(3月分)からでよいか。

### 4. 意見書の提出

・2020年度保険料率の変更に関する意見(たたき台)の内容、記載の順番について、どのように考えるか。